

第2節 指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準 (可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準)

第36条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物という。)
のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)のうち可燃性液体類(同
表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第
4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上
の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

イ 可燃性固体類(別表第8備考第5号ニに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険
物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定
数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては、危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び
危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の
種類の項が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この
号において「内装容器等という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等
により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

ロ イの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火
気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大数
量が300ml以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等(別表第8備考第5号ニに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵す
る場合には、高さ4mを超えて積み重ねないこと。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらな
ければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可
燃性固体類等という。)にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り
扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下こ
の条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の
危険物のうち動植物油類にあつては、1m以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を
設けること。

容器の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1 m
	20以上200未満	2 m
	200以上	3 m
その他の場合	1以上20未満	1 m
	20以上200未満	3 m
	200以上	5 m

(2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、
柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1m(別表第8で定め
る数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3m)以上の空地を保有するか、
又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆
った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、第32条から
第34条の2まで(第33条の2第16号及び第17号、第33条の3第2項第1号並びに第34条を除く。)の
規定を準用する。

(解説及び運用)

本条は、別表第8で定める数量以上の指定可燃物等のうち可燃性固体類等の貯蔵し、又は取扱いの基準につい
て、おおむね少量危険物の場所に準じて規定したものである。

- 1 「指定可燃物」とは、消防法第9条の3に定める「火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの」で、平成元年の条例準則改正前の準危険物の一部と特殊可燃物等を統合したものである。
- 2 「可燃性液体類等」は、指定可燃物のうち引火性を有する物品である。可燃性固体類及び可燃性液体類、並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物のうち動植物油類の総称である。このうち、可燃性固体類及び可燃性液体類を総称して「可燃性固体類等」としている。可燃性固体類等は、危険物の第2類可燃性固体及び第4類引火性液体に準じた性質を有している。
- 3 「可燃性固体類等」とは、可燃性固体類及び可燃性液体類を総称したものであり、第2類の危険物である可燃性固体類及び第4類の危険物である引火性液体に類似した性質を有している。
 - (1) 「可燃性固体類」とは、平成元年改正前の準危険物第4類第2種引火物等であり、引火点40℃以上の固体で次のア、ウ又はエのいずれかの要件に該当するもの（1気圧において、温度20℃を超え40℃以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。なお、別表第8備考第5号でいう引火点は、セタ密閉式引火点測定器により測定される引火点をいい、ウ及びエの燃焼熱量は、総発熱量（燃焼ガス中の水蒸気をもつ凝縮潜熱を包含した発熱量）をいう。
 - ア 引火点が40℃以上100℃未満のもの
 - イ 引火点が70℃以上100℃未満のもの
 - ウ 引火点が100℃以上200℃未満で、かつ、燃焼熱量が34 kJ/g以上であるもの
 - エ 引火点が200℃以上で、かつ、燃焼熱量が34 kJ/g以上であるもので、融点が100℃未満のものなお、常圧下において可燃性ガスを大気中に滲出する性質を有する物品で、条例別表備考第5号ア、ウ又はエ及び同表備考第8号のいずれにも該当するのは、従来は、「合成樹脂類」に該当していたが平成元年改正後は「可燃性固体類」として取り扱われている。

「可燃性固体類」は、第2類の危険物（引火性固体）に分類変更となった平成元年改正前の準危険物第4類第1種引火物等よりは引火しにくいだが、加熱により溶融したものは危険物と同様に火災危険性が大きく、また、燃焼熱量が大きいため火災の際に消火困難となる。

該当するものの例としては、ナフタリン、パラフィン、フェノール、0-クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ステアリン酸メチル等がある。
 - (2) 「可燃性液体類」（別表第8備考第7号）とは、消防法別表第14号から第17号までの規定により第4類の危険物から除外された物品である。

消防法別表第14号（第二石油類）の危険物規則で定める物品で液体であるもの。

消防法別表第15号（第三石油類）及び第16号（第四石油類）の危険物規則で定める物品で1気圧において温度20℃で液体であるもの。

消防法別表第17号（動植物油類）の危険物規則で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で1気圧において温度20℃で液体であるもの。

つまり、第2石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下で、引火点40℃以上、燃焼点が60℃以上のもの）第3石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下のもの）第4石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下のもの）及び動植物油類の除外物品（危険物規則第1条の3第7項に規定するタンク又は容器に貯蔵保管されているもの）が該当し具体例としては塗料、接着剤等がある。
 - (3) 「動植物油類」とは、消防法別表備考第10号及び第17号に規定するものをいうが、危険物規則第1条の3第7項に規定する要件に適合して貯蔵保管されているものは、危険物から除外され可燃性液体に該当するものとされている。したがって、同規則第1条の3第7項に規定する要件に適合していない、指定数量未満の動植物油類の貯蔵・取扱いについては、本来ならば条例第32条から第34条の2までの規定が適用されるはずである。

しかし、この場合、まず、一定の貯蔵条件を満たしているかを厳密に判断しないと適用すべき条項が決まらないので、これによる混乱を防ぐため、一定の貯蔵条件により貯蔵されていないものについても、指定可燃物となる動植物油類と合わせて、本条に基準を規定したものである。

(品名の区分)

(1) 可燃性固体類

ア 可燃性固体類には、ナフタリン、パラフィン、フェノール、0-クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ステアリン酸メチル等がある。

イ 条例別表第8、備考5の燃焼熱量及び融点については「原油及び燃料油発熱量試験方法」「石炭類及びコークス類の発熱量測定方法」「化学製品の融点測定方法」によること。

(2) 可燃性液体類

可燃性液体類、第二石油類、第三石油類第、四石油類、動植物油類のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当する。例えば、塗料、接着剤等がある。

(指定可燃物の貯蔵及び取扱い)

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは次によること。

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第8の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事事務機材として貯蔵し、又は取り扱う場合

(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等

イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの。

ウ 百貨店等において陳列、展示しているもの。

エ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材及び道路の舗装材等

(指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い)

(1) 可燃性固体類及び可燃性液体類並びに少量危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の同一場所の扱い

可燃性液体類の同一場所の扱いは、少量危険物等の貯蔵及び取扱いの運用基準に準ずること。

（条例第33条解説を参照）

(2) 可燃性液体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という）の同一場所の扱い。

ア 屋外の場合

原則として敷地単位とする。ただし、火災予防上十分な距離が確保された場合はこの限りでない。

イ 屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合は、上階の床）が耐火構造であって、かつ、開口部には自動閉鎖の特定防火設備（上階との区画において煙感知器連動によるものも可）が設けられている場合は、当該室ごととすることができること。

2 第1項

本項は、可燃性固体類等及び少量動植物油類の貯蔵及び取扱いの基準について規定したものである。本項に定める基準以外の事項については、第2項で指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準に関する第32条から第34条の2までの規定が準用されるので、本項の規定は可燃性固体類等及び少量動植物油類について加重的な基準を定めたものである。

3 第1号

可燃性固体類等及び少量動植物油類を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準は、指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの基準に準じて次のように定められている。

(1) 可燃性固体類にあつては危険物規則別表第3に掲げる第2類危険等級Ⅲの危険物に、可燃性液体類及び少量動植物油類にあつては同規則別表第3の2に掲げる第4類危険等級Ⅲの危険物に適應する容器又はこれと同等以上の容器に収納し、又は詰め替えるとともに、危険物が漏れないように容器を密封して収納するよう定めている。

(2) 容器には、見やすい箇所に化学名又は通称名及び数量を表示するとともに、火災予防を図るため「火気厳

禁」等の防火に関し必要な事項を併せて表示することとしている。なお、ただし書の規定は、化粧品について基準の緩和を定めたものである。

「これと同等以上であると認められる容器」とは、総務大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて告示した容器（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の2の2）をいう。（条例第32条解説を参照）

4 第2号

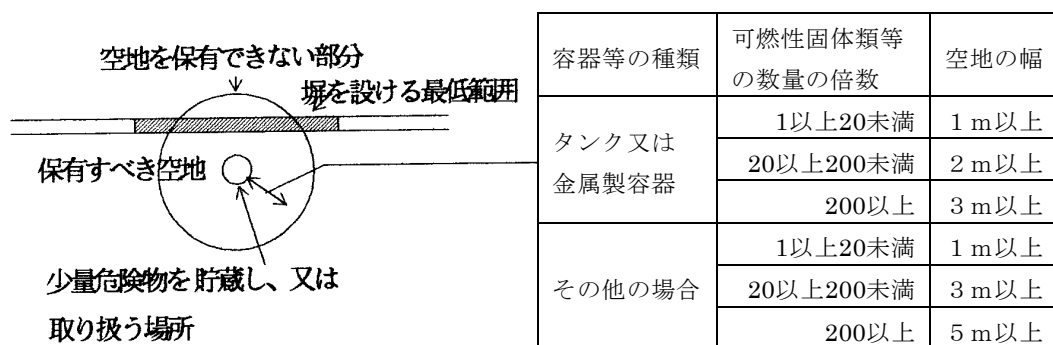
可燃性固体類等及び少量動植物油類を収納した容器の積み重ね高さは、指定数量以上の危険物の貯蔵の基準を準用して4mに制限している。

5 第2項

本項は、可燃性固体類等及び少量動植物油類の貯蔵及び取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について規定したものである。本項に定める基準以外の事項については、第2項で指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準に関する第32条から第34条の2までの規定が準用されるので、本項の規定は可燃性固体類等及び少量動植物油類について加重的な基準を定めたものである。

6 第1号

- (1) 屋外において可燃性固体類等及び少量動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場所の技術上の基準については、延焼防止の観点から、その屋外の貯蔵・取扱い場所の周囲に、可燃性固体類等にあつては容器等の種類及び数量の倍数に応じて一定の幅の空地を、少量動植物油類にあつては1m以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるよう規定している。
- (2) 「防火上有効な塀」とは、不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造り、空地を保有することのできない部分について施設全体を遮へいする幅及び高さを有するものでなければならない。

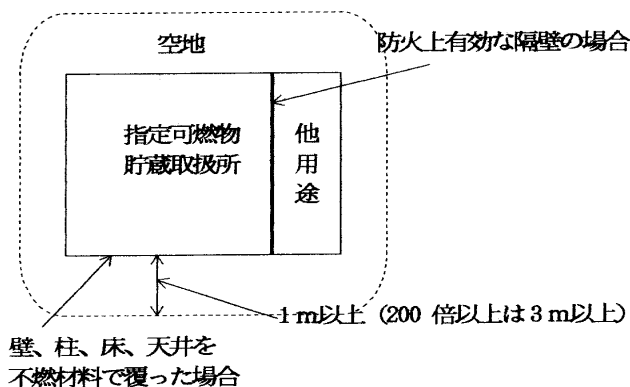


- (3) 本号が適用される施設はその貯蔵・取扱い数量が多いため、第33条の3第1項第1号ただし書のような緩和規定は設けられていない。

7 第2号

(1) 別表第7で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床、はり、階段及び天井等を不燃材料で造った室内で行うよう延焼防止のため規制を強化している。したがって、内装のみを不燃材料で仕上げた構造は認められない。

- ① 「防火上有効な隔壁」とは、耐火構造又は防火構造で小屋裏に達するまで完全に区画されていること。
- ② 防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内で壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、隔壁に面する部分を除きその周囲に幅1m以上の空地を保有すること。



(2) 「ただし書の規定」は、不燃構造とできない場合の救済規定である。周囲に幅1m以上（数量の倍数が200倍以上の場合は、3m以上）の空地を保有している場合又は防火上有効な隔壁によって隣接する建築物等との間に延焼防止の措置が図られている場合は、建築物その他の工作物内の壁、柱、床、はり、階段及び天井等を不燃材料で覆うことにより可燃性固体類等を屋内に貯蔵し、又は取り扱うことができる。この場合、防火上有効な隔壁とは、小屋裏まで達する耐火構造又は防火構造の壁をいう。

8 第3項の規定は、可燃性固体類等及び少量動植物油類の貯蔵及び取扱いの基準については、第1項の規定するもののほか、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準に関する第32条から第34条の2までの規定に準用することを定めている。

☆（少量危険物等の準用）

(1) タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合

条例第32条から第34条の2の運用基準を準用するほか次により指導すること。

ア 屋外のタンクにおいて30倍以上の可燃性液体類等を貯蔵し、取り扱う場合は、危険物政令第11条第1項第4号（特定屋外貯蔵タンクに係るものを除く。）第11号の2及び「容量500kℓ未満の屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造計算例」によること。

・ 令第11条第1項第4号

特定屋外貯蔵屋外タンクの溶接部は、総務省令で定めるところにより行う放射線透過試験、真空試験等の試験において、総務省令で定める基準に適合するものであること。

・ 令第11条第1項第11号の2

屋外貯蔵タンクの水抜管は、タンクの側板に設けること。ただし、総務省令で定めるところによる場合はタンクの底板に設けることができる。

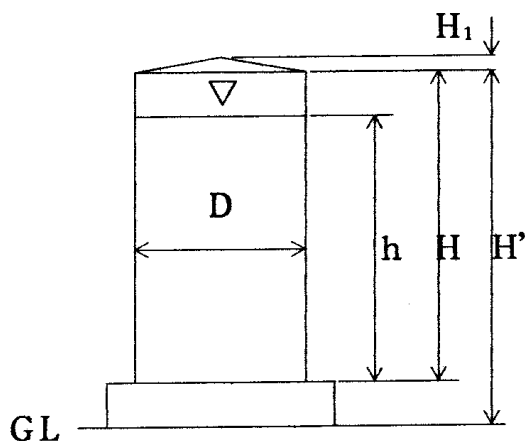
・ 規則第21条の4

令第11条第1項第11号の2ただし書の総務省令で定めるところによる場合は、タンクと水抜管との結合部分が地震等により損傷を受けるおそれのない方法により水抜管を設ける場合とする。

・ 「容量500kℓ未満の屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造計算例」

地震動による慣性力及び風圧力に対するタンク本体の安全性の検討は、転倒と滑動の可能性について行う。

1 タンク構造



タンクの容量	:	460 (kℓ)
タンク内径 (D)	:	7.9 (m)
タンク高さ (H)	:	10.27 (m)
屋根の高さ (H ₁)	:	0.43 (m)
地盤面からのタンクの高さ (H')	:	10.77 (m)
液面高さ (h)	:	9.4 (m)
板厚		
底板・側板	:	6 (mm)
屋根板	:	4.5 (mm)

2 計算条件

貯蔵危険物：重油（比重0.93）

設計水平震度 (K_h) : 0.3

設計鉛直震度 (K_v) : 0.15

タンク底板と基礎上面との間の摩擦係数 (μ) : 0.5

風荷重 : 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（以下「告示」という。）第4条の19第1項により算出したもの。

3 自重の計算

タンクの自重を W_T 、危険物の重量を W_L とする。

$$\begin{aligned}W_T &= (\text{底板}) + (\text{側板}) + (\text{屋根板}) + (\text{屋根骨}) + (\text{付属品}) \\&= 2.3 + 11.0 + 1.5 + 0.4 + 1.2 = 16.4 \text{ (ton)} \\W_L &= 460 \times 0.93 \\&= 427.8 \text{ (ton)}\end{aligned}$$

4 転倒の検討

(1) 地震時 (満液時)

$$\begin{aligned}\text{転倒モーメント} &= (W_T \times Kh \times \frac{H+H_1}{2}) + (W_L \times Kh \times \frac{h}{2}) \\&= (16.4 \times 0.3 \times \frac{10.27+0.43}{2}) + (427.8 \times 0.3 \times \frac{9.4}{2}) \\&= 629.5 \text{ (ton} \cdot \text{m)}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{抵抗モーメント} &= (W_T + W_L) \times (1 - Kv) \times \frac{D}{2} \\&= (16.4 + 427.8) \times (1 - 0.15) \times \frac{7.9}{2} \\&= 1,491.4 \text{ (ton} \cdot \text{m)}\end{aligned}$$

抵抗モーメント > 転倒モーメントとなるので転倒しないものと考えられる。

(2) 風圧時 (空液時)

風圧力を P_w とする。

$P_w = (\text{風荷重}) \times (\text{タンクの垂直断面積})$

$$\begin{aligned}&= (60 \times 0.7 \times \sqrt{10.77}) \times (7.9 \times 10.27 + \frac{7.9 \times 0.43}{2}) \\&= 11.4 \text{ (ton)}\end{aligned}$$

$$\text{転倒モーメント} = P_w \times \frac{H}{2} = 11.4 \times \frac{10.27 + 0.43}{2} = 61.0 \text{ (ton} \cdot \text{m)}$$

$$\text{抵抗モーメント} = W_T \times \frac{H}{2} = 16.4 \times \frac{7.9}{2} = 64.8 \text{ (ton} \cdot \text{m)}$$

抵抗モーメント > 転倒モーメントとなるので転倒しないものと考えられる。

滑動の検討

1 地震時

$$\mu (1 - Kv) = 0.5 \times (1 - 0.15) = 0.425$$

$$Kh = 0.3$$

$\mu (1 - Kv) > Kh$ となるので、空液時及び満液時ともに滑動しないものと考えられる。

2 風圧時 (空液時)

$$\text{滑動力} = P_w = 11.4 \text{ (ton)}$$

$$\text{抵抗力} = W_T \times \mu = 16.4 \times 0.5 = 8.2 \text{ (ton)}$$

抵抗力 < 滑動力となるので、このタンクは強風が予想されるときに空液としてはならない。

この場合、タンクの滑動を防止するために必要な貯蔵危険物の液面高さ h' は、次のようになる。

$$\begin{aligned}
 h' &= \frac{(\text{滑動力}) - (\text{抵抗力})}{(\text{タンク底面積}) \times (\text{貯蔵危険物の単位体積重量}) \times \mu} \\
 &= \frac{11.4 - 8.2}{\frac{\pi}{4} (7.9)^2 \times 0.93 \times 0.5} = 0.1404 \approx 0.14 \text{ (m)}
 \end{aligned}$$

イ 次に掲げる可燃性液体類等を30倍以上貯蔵し、又は取り扱うタンクには、全量以上の容量を収容できる流出防止措置を講ずること。

- (ア) 20度で液状の可燃性液体類
- (イ) 20度で液状の動植物油類
- (ウ) 液状で貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類
- (エ) 液状で貯蔵し、又は取り扱う動植物油類

ウ 車両に固定されたタンク（容量が4,000ℓを超える場合）に、可燃性液体類等を液状で貯蔵し、又は取り扱う場合は、その内部を4,000ℓ以下ごとに厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する完全な間仕切を設けること。

(2) タンク以外において貯蔵し、又は取り扱う場合

液状で貯蔵し、又は取り扱うもので、漏れた場合に固体となるものは、次のア又はイによらないことができる。

ア 屋外において、液状で貯蔵し、又は取り扱う場合は、少量危険物等を貯蔵し、又は取扱いの運用基準によること。（条例第33条の3第1項解説参照）

イ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の床の構造は、少量危険物等の貯蔵及び取扱いの運用基準によること。（条例第33条の3の2解説参照）

8 昭和57年8月に三重県四日市市において発泡性ポリスチレンビーズ等を貯蔵中の倉庫が爆発炎上、多大な被害をだす事故が発生している。発泡性ポリスチレンビーズは、発泡剤としてプロパン、ペタン、ペンタン等又はこれらの混合ガスを圧力により強制的に含浸させているため、常圧下においては、徐々にこれらの可燃性ガスが大気中に滲出する性質があり、これらのガスが、一定以上の濃度に達すると火源が存在すれば爆発する可能性があるため、条例別表第8で定める数量で定める数量以上の発泡性ポリスチレンビーズを保管倉庫に貯蔵する場合の保安対策が消防庁次長通知（昭和57年消防予第266号・消防危第125号「発泡性ポリスチレンビーズ等にかかる防火安全対策について」）で示されている。

9 指定可燃物貯蔵取扱所の消火設備

(1) 指定可燃物及び動植物油類の消火設備

危険物政令別表第4に掲げる指定可燃物及び動植物油類を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、法第17条の規定に基づいて消火設備を設置させること。

(2) 可燃性液体類等の消火設備

① 屋外のタンクにおいて危険物政令別表第4の数量以上の可燃性液体類等を、貯蔵し、又は取り扱う場合は次により指導すること。

ア 可燃性液体類等の上部表面の高さが6m以上のもの又は表面積が40㎡以上のものについては、可燃性液体類等に適合する水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、粉末消火設備、可搬式ポンプ（水源を含む。）

等を設置すること。

イ ア以外のタンクにおいて貯蔵し又は取り扱う場合は、条例別表第8の可燃性液体類等に適合する消火器を設置すること。

② 屋外において可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は次により指導すること。

ア 危険物政令別表第4の数量の500倍未満の可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物政令別表第4の数量の50倍未満の数量を1所要単位として、可燃性液体類等に適合する消火器を所要単位の数量に達するように設置すること。

イ 危険物政令別表第4の数量の500倍以上1000倍未満の可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、可燃性液体類等に適合する大型消火器をその放射能力が可燃性液体類等を包含するように設置すること。

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準)

第37条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。

この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。

- (4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

- (5) 再生資源燃料（別表第8備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

ロ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。

ハ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。

ニ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

- (2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第8備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、一集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区	分	距離
1	面積が50㎡以下の集積単位相互間	1 m
2	面積が50㎡を超え200㎡以下の集積単位相互間	2 m

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

イ 集積する場合には、1集積単位の面積が500㎡以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区	分	距離
1	面積が100㎡以下の集積単位相互間	1 m
2	面積が100㎡を超え300㎡以下の集積単位相互間	2 m
3	面積が300㎡を超え500㎡以下の集積単位相互間	3 m

ロ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第8で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ニ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号イ及びニの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

イ 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

ロ 別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

別表第8

品名	数量	
綿花類	200 キログラム	
木毛及びかんなくず	400 キログラム	
ぼろ及び紙くず	1,000 キログラム	
糸類	1,000 キログラム	
わら類	1,000 キログラム	
再生資源燃料	1,000 キログラム	
可燃性固体類	3,000 キログラム	
石炭・木炭類	10,000 キログラム	
可燃性液体類	2 立方メートル	
木材加工品及び木くず	10 立方メートル	
合成樹脂類	発泡させたもの	20 立方メートル
	その他のもの	3,000 キログラム

備考

- 1 綿花類とは、可燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの（一気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - イ 引火点が40度以上100度未満のもの
 - ロ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ハ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
 - ニ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、煉炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で一気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（一気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で一気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

（解説及び運用）

本条は、別表第8で定める数量以上の指定可燃物等のうち綿花類等（指定可燃物等のうち可燃性固体類等以外のもの）の貯蔵及び取扱いの基準を規定したものである。

- 1 「綿花類等」は、指定可燃物等のうち可燃性固体類等を除いたものの総称である。別表第8では、指定可燃物として綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず、糸類、わら類、石炭及び木炭類、木材加工品及び木くず、合成樹脂類が指定されている。なお、指定可燃物等の性質上、不燃性又は難燃性のものは除外している。

（品名の区分）

指定可燃物のうち、綿花類、糸類等の難燃性の判断については、45度傾斜バスケット法燃焼試験に基づき行うものとする。

（1）綿花類（別表第8備考第1号）

ア トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。

イ 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。

- ウ 羽毛は綿花類に該当する。
- (2) 木毛及びかんなくず
- ア 木毛とは、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当する。
- イ かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。
製材所などの製材過程にでるおがくずや木っ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。
- (3) ぼろ及び紙くず（別表第8備考第2号）
- ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当する。
- (4) 糸類（別表第8備考第3号）
- 糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。
- (5) わら類（別表第8備考第4号）
- ア わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。
- イ 乾燥藁とは、草を乾燥したものをいい、畳表、ござ等がこれに含まれる。
- (6) 石炭、木炭類（別表第8備考第7号）
- ア 石炭は、無煙炭、瀝青炭、褐炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。
- イ れん炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で豆炭やたどんもこれに該当する。
- ウ 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しないものである。
- (7) 木材加工品及び木くず
- ア 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。
- イ 原木（立木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品に該当しないものである。ただし、丸太のまままで使用する電柱材、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当する。
- ウ 水中に貯蔵している木材は、該当しないものとする。
- エ 廃材及びおがくずは、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは該当しない。
- (8) 合成樹脂類（別表第8備考第9号）
- ア 合成樹脂とは、石油などから科学的に合成される複雑な高分子物質で固体の樹脂の総称をいう。
熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に別れる。熱可塑樹脂としては、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等がこれに該当する。
- イ 条例別表第8、備考9の不燃性又は難燃性の判断についてはJISK7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験法」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。
- ウ 合成樹脂製品とは、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）であって合成樹脂が容積又は重量において50%以上を占めるものが該当する。

(ア) 酸素指数26未満のもの

一般に使用される合成樹脂類
アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS)
アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS)
エポキシ樹脂 (EP) ……接着剤以外のもの
不飽和ポリエステル樹脂 (UP)
ポリアセタール (POM)
ポリウレタン (PUR)
ポリエチレン (PE)
ポリスチレン (PS)
ポリビニルアルコール (PVAL) ……粉状 (原料等)
ポリプロピレン (PP)
ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル樹脂)

※ 難燃化により酸素指数が26以上のものがある。

注 () 書きは、略号又は別名を示す。

(イ) 酸素指数26以上のもの又は液状のもの

一般に使用される合成樹脂類
ポリエチレン
エレフタレート樹脂 (PET)
フェノール樹脂 (PE)
フッ素 (PFE)
ポリアミド (PA)
ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニリデン樹脂)
ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂)
ユリア樹脂 (UF)
けい素樹脂 (SI)
ポリカーボネート (PC)
メラミン樹脂 (MF)
アルキド樹脂 (ALK) ……液状

注 () 書きは、略号又は別名を示す。

エ 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには次のものが該当する。

(ア) 天然ゴム

ゴム樹から採取した乳状のゴム樹液 (ラテックス) を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。

ラテックスは、加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

(イ) 合成ゴム

a 天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である。

b 合成ゴムには次のようなものがある。

- (a) スチレンブタジエンゴム (SBR)
- (b) アクリロニトリブタジエンゴム (NBR)
- (c) ネオプレンゴム
- (d) ブチルゴム
- (e) ステレオラバー
- (f) ハイパオン
- (g) アクリルゴム
- (h) シリコンゴム (ケイ素ゴム)

- (i) フッ素ゴム
- (j) ウレタンゴム
- (ウ) 再生ゴム

廃物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

オ 不燃性又は難燃性ゴムにはケイ素ゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。

カ ゴム製品とは、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、タイヤ、ゴルフボール等）であって前ウによる場合が該当する。ただし、エボナイト（生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しないものとする。

(ア) フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当する。

キ ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にあるすべての仕掛品をいう。

2 指定可燃物等の「貯蔵及び取扱い」は次によること。

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第8の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事事業機材として貯蔵し、又は取り扱う場合

(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等

イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの。

ウ 百貨店等において陳列、展示しているもの。

エ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材及び道路の舗装材等

3 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定は、棟単位ごとに瞬間最大停滞量により算定する。ただし、耐火構造の床若しくは壁又は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備で区画されている場合は、それぞれ別々に算定することができる。

なお、指定可燃物等の容積又は重量の算定は、実際の指定可燃物等の部分の容積は重量を算定するものとし、箱型に成形されている場合等の空間部分は算入しない。

4 条例別表第8に掲げる品名が異なる2以上の物品を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条例別表第8の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

(例1)

糸類500,000 kg（500倍）、綿花類60,000kg（300倍）、ぼろ及び紙くず800 kgを貯蔵し、又は取り扱う場合、条例別表第8に定める数量以下のぼろ及び紙くずを除き、条例別表第8の数量以上の糸類と綿花類のみを合算して、合計800倍の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものとする。

(例2)

(1) 糸類800 kg、綿花類150 kg、ぼろ及び紙くず800 kgのように、2以上の異なる綿花類の品名の量がそれぞれ

指定可燃物の品名	貯蔵又は取扱量	別表に定められている量	
糸類	500,000 kg	1,000 kg	別表に定められている量の500倍
綿花	60,000 kg	200 kg	別表に定められている量の300倍
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので非該当
			別表に定められている量以上の物品を倍数ごとに合算し800倍となる。

れ条例別表第8の数量未満の場合は、合算せず綿花類等の貯蔵し、又は取扱いに該当しない。

指定可燃物の品名	貯蔵又は取扱量	別表に定められている量	
糸類	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので非該当
綿花	150 kg	200 kg	別表に定められている量未満なので非該当
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので非該当
			別表に定められている量以上の合算しないので貯蔵取扱の対象外

(2) 条例別表第8の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。但し、合成樹脂類の発泡させたものその他のものについては除く。

(例3)

綿糸 + 毛紡毛糸 + 麻糸 + 化学繊維糸 = 糸類
 500 kg 500 kg 500 kg 500 kg 2,000 kg

5 第1号

綿花類等の性質から考慮して、みだりに火を使用することを禁止した規定である。工程上火気の使用を伴うケースも当然あり得るが、必要以上の火気を使用すれば危険性が增大することになる。したがって、「みだりに火気を使用する」とは、必要がないにもかかわらず火気を使用する場合は該当し第4章に定められた設備又は場所で、必要最小限の火気を使用する場合を除いて、火気の使用を行うことはできない。

したがって、次の各号に適合する状態でのみ火を使用すべきである。

- (1) 正当な理由がある場合に限ること。
- (2) よく管理された状態であること。
- (3) 安全な場所であること。
- (4) 安全な方法であること。

6 第2号

日常の業務に従事する係員以外の者をみだりに出入りさせることによって発生する。古紙集積所等におけるボヤの事故等を考慮した規定である。

「係員」とは、当該綿花類を貯蔵し、又は取り扱う場所において日常の業務に従事する者をいう。係員以外の者の出入りが「みだりに」に該当しない場合として、当該指定可燃物等貯蔵取扱所の管理者等に正式に連絡がなされた管理者の管理権が十分行使し得る場合、又は販売業務を行っている場合の顧客等が該当する。

7 第3号

「区分して整理する」とは、綿花類等を危険物と同じ場所で貯蔵し、又は取り扱う場合は、その性質からみて、混在中で雑然と取り扱われる危険性が增大することとなるので、危険物とは火災予防上安全な距離(1m以上)を保ち、それぞれ整理しておくことをいう。また、「地震動等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置」とは、 囲い、ロープ掛け等の措置をいう。

8 第4号

(1) 製造、加工等の過程で発生する綿花類等のくず・かす等を放置しておくことは火災予防上危険であるため、その日に生じた、かす等はその日のうちに火災予防上安全な場所で処理すべきである旨を規定したものである。また、大工場等1日でそのすべてを処理できないところでも、本号の趣旨から適切な量を処理し、常に安全な状態を維持しておかなければならない。

(2) 廃棄処理等

- ① 廃棄処理

「その他必要な措置」としては、埋没し、又は燃焼によって他に危害を及ぼさない方法で焼却すること等をいう。

② 一時保管

不燃性容器に収納又は不燃性のもので覆い、火災予防上安全な場所に一時的に保管する等の措置を講ずるものとする。

9 第2項第1号

標識及び掲示板は、火災予防及び消火活動における効果を期待したものであり、宮崎市火災予防規則 別表第4（24条関係）で定めている。

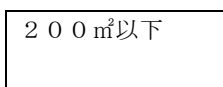
10 第2項第2号

合成樹脂類を除く綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、多量に集積されるほどその危険性が增大し、特に消火の困難性が著しくなるため、集積面積を制限し、かつ、区分された各集積は相互に間隔を保つことを規定している。すなわち、集積する場所の面積200㎡以下ごとに区分して集積し、かつ、区分された各集積は、相互に2m以上（集積面積50㎡以下の場合は1m）の間隔を保つよう規定している。

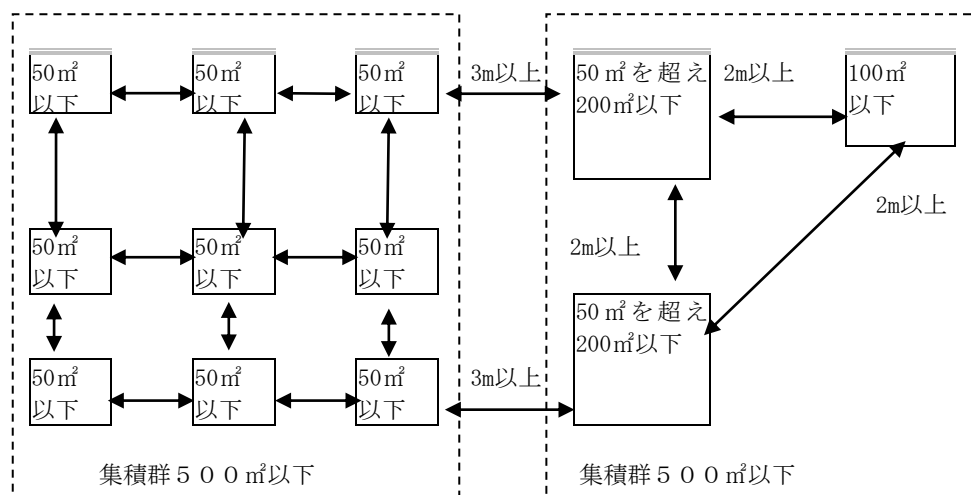
なお、ただし書は、例えば石炭・木炭類を製鉄会社や電力会社において貯蔵する場合には、集積面積を制限することが困難であると実態があるので、温度計等により監視するとともに、適温を超えた場合には散水等を行うことにより温度を下げる設備を設置した場合には、火災予防上支障がないと認めて集積面積の規制を行わないことができる。

(1) 集積方法

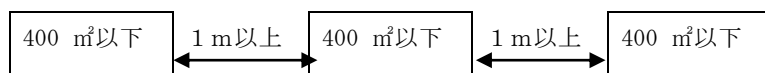
① 集積単位200㎡以下に区分する。



② 屋内（屋外は集積群500㎡を超えてさしつかえない。）



③ スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、散水設備を設置した場合（屋内、外）



(2) 散水設備を設置する等必要な措置

「散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合」とは不燃材料、準不燃材料等で区画するか、ドレンチ

ャー設備又は、スプリンクラー設備等を設けた場合をいう。

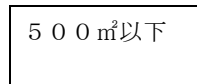
11 第3号イ

この号は、特に合成樹脂類の製造工程の実態を考慮し、合成樹脂類を集積する場合は、500㎡以下ごとに区分して集積し、集積面積に応じ表のように集積単位相互間の距離を保有することを定めたものである。

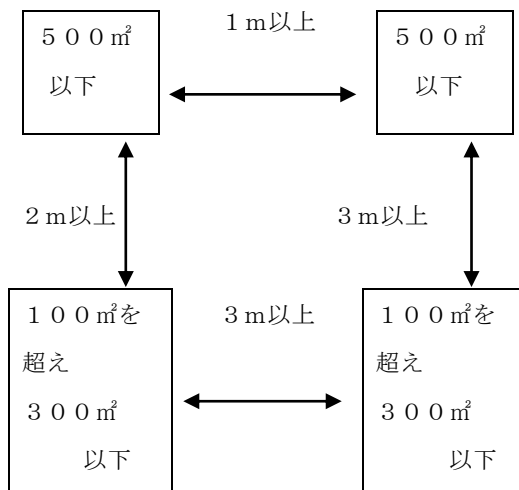
また、ただし書は、具体的に定めている散水設備に限らず、[第37条の2に定める基準の特例](#)により、例えば、不燃材料による区画、ドレンチャー設備又はスプリンクラー設備等の防火上有効な措置を講ずることで、集積単位の規制を行わないこととするものである。

(1) 集積方法

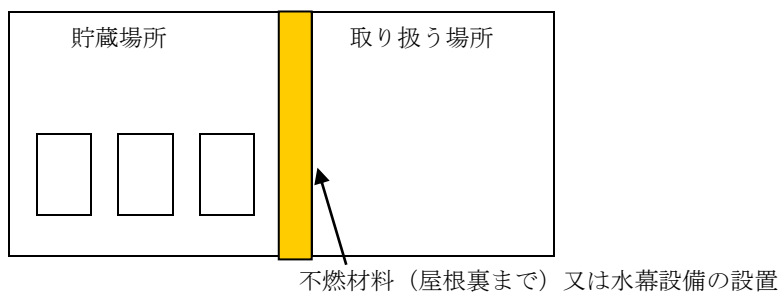
- ① 1集積単位500㎡以下に区分する。



- ② 集積単位相互間距離



2 屋内において貯蔵する場所と取り扱う場所の区画等



12 第3号ロ

屋内において合成樹脂類を取り扱う場合に、火災が発生したとき、貯蔵場所への延焼危険等を考慮したものである。

「不燃性の材料を用いて区画する」とは、不燃材料又はこれに類する防火性を有する材料を用いて小屋裏に達するまで完全に区画することをいう。

13 第3号ハ

多量の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、特に延焼危険及び消火の困難を考慮し延焼媒体となりや

すい天井及び壁の材質の規制を定めたものである。

14 綿花類等の消火設備

(1) 屋外において綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次により指導すること。

ア 条例別表第8の数量の500倍未満の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、条例別表第8の数量の50倍を1所要単位として消火器を綿花類等の所要単位の数値に達するように設けること。

イ 条例別表第8の数量の500倍以上1000倍未満の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、大型消火器をその放射能力範囲が綿花類等を包含するように設けること。

ウ 条例別表第8の数量の1000倍以上の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ又は可搬式ポンプ（水源を含む。）等の消火設備を設けること。

宮崎市火災予防規則 別表第2（24条関係）

種 別		区 分	表示基準	寸 法		色	
				巾cm	長cm	地	
指 定 可 燃 物 貯 蔵 ・ 取 扱 所	移 動 タ ン ク 以 外	共 通 事 項	指定可燃物取扱所 品名 最大数量	30 以上	60 以上	白	黒
		可 燃 性 固 体 類 可 燃 性 液 体 類	火 気 厳 禁	30 以上	60 以上	赤	白
		上 記 以 外 の 品 名	火 気 注 意 禁 煙	30 以上	60 以上	赤	白
	移 動 タ ン ク	指 定 可 燃 物	30 以上	30 以上	黒	黄	
			指 定 可 燃 物 移 動 タ ン ク 品 名 最大数量	30 以上	60 以上	白	黒

※1 移動タンク貯蔵所以外の標識の設置場所については、貯蔵し又は取り扱う場所の入口、若しくは見やすい位置に設けること。

2 移動タンク貯蔵所の標識の設置場所については、「危」は、車両の前後の見やすい位置、「掲示板」は、タンク後部の鏡板又はタンク後部の見やすい位置

3 標識の材料は、木板、金属板、難燃合成樹脂板とすることができる。

(37条の2)

第37条の2

別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

（解説及び運用）

平成16年10月29日消防危第120号において、再生資源燃料が指定可燃物の品名に追加されたこと等に伴い、現行の火災予防条例（例）の一部を別添のとおり改正された。改正の概要等は下記のとおりとなっている。

記

第1 指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

指定数量未満の危険物及び指定可燃物に関して、従来の「貯蔵及び取扱いの技術上の基準」に加え、「貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準」についても市町村条例で定めることとされたことに伴い、両基準を整理したこと。

第2 合成樹脂類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する事項

- 1 火災拡大防止等を図るため、屋外の場所において貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に一定（1～3m）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けることとしたこと。（第37条第2項第3号口）
- 2 火災被害局限化のため、屋内において、異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互間についても区画することとしたこと。

第3 再生資源燃料について

- 1 綿花類等に適用される対策のうち、共通して適用する防火対策を適用することとしたこと。（第37条）
- 2 再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものについて、次の対策を定めたので、それぞれ次の事項に留意されたいこと。

（1）貯蔵及び取扱いの技術上の基準

- イ 適切な水分管理を行うこと。
- ・廃棄物固形化燃料にあつては、10%以下のできる限り低い管理値が設定されること。
- ロ 適切な温度の廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。
- ・外気温に対する許容変動幅も考慮した管理値が設定されること。
- ハ 5メートル以下の適切な集積高さとする。
- ・廃棄物固形化燃料等の性状管理、換気等による貯蔵条件管理等に応じた最大集積高さとする。
- ニ 温度、可燃性ガス濃度の監視により発熱の状況を常に監視すること。
- ・測定値の変化に応じた適切な対応措置が定められること。

（2）位置、構造及び設備の技術上の基準

- イ 発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。
- ・発熱の有無を適正に監視できるよう精度、設置位置等に留意されること。
- ロ 別表第8に定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは迅速に排出できる構造とするか、散水設備又は不活性ガス封入設備を設置すること。
- ・発熱・発火が生じた場合に、速やかに拡大防止が図れるよう設置されること。

なお、廃棄物固形化燃料（RDF）については、その成分構成から水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものとみなされるが、他の再生資源燃料にあつては、想定される貯蔵、取扱条件において同種の危険性を生じるか否かに関し当該物品の製造者等が把握すべきものであること。

また、このような物品の情報が把握された場合には、全国的な情報共有化を図っていく観点から、消防庁に報告されたいこと。

第4 危険要因の把握と必要な措置について

自主的な保安対策による事故防止の推進を図るため、別表第8に定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災の発生及び拡大の危険要因を自ら把握するとともに、火災予防上有効な措置を講じることとしたこと。

なお、危険要因の把握にあつては、一般に類似施設の事故・トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得るような施設にあつては、例えばこれまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策とを箇条的に整理するような簡易な方法も考えられること。

第5 その他

1 施行期日は、平成17年12月1日とすること。

2 この条例の施行の際、現に存する廃棄物固形化燃料等の施設については、集積高さ制限の規定に関し一定の条件に適合する場合に限り、保管施設の追加確保、集積高さに関する科学的知見の収集等の早急な対応が図られるまでの当分の間適用しないこと等の経過措置を講じること。

なお、集積高さ制限の規定に係る経過措置の条件に関しては、追って指針を示す予定であること。

3 合成樹脂類に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について経過措置を講じること。

4 廃棄物固形化燃料等の施設の集積高さ制限に関しては、引続き検証が加えられ、一層確実な安全対策の確立に努めていくことが重要であり、検証結果の分析、検討が広く行われていく必要があること。

第3節 基準の特例

(基準の特例)

第37条の2の2

この章（第32条、第34条及び第35条を除く。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長がその品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(解説及び運用)

本条は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵し、又は取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準の特例を規定したものである。

本条の規定により、予期しない貯蔵及び取扱い状況、特殊な設備の開発等に対応できることとなるが、特例基準の適用の前提条件として、具体的な環境条件、代替措置等が存在することとなるが、例えば第33条の4第1号に定める地下タンクの構造には、危険物政令第13条第2項の二重殻タンクがあげられていないが、当該タンクは危険物の漏れを常時検知することができる措置を講じたものであるため、地下タンク構造と同等以上とみなし、本条を適用することが可能である。